

第 4 部 政府短期証券

	頁
20. 政府短期証券の名称別増減額 …………… (最近 3 年間) …	67
21. 国庫短期証券の所有者別現在額 …………… (最近 3 年間) …	67

20. 政府短期証券の名称別増減額（最近３年間）

年 度	区 分	総 額	財務省証券	財政融資 資金証券	外国為替 資金証券	石油証券	原子力損害 賠償支援証券	食糧証券
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
令和 4	発 行 額	330,197,190	—	—	325,701,990	3,799,200	—	696,000
	償 還 額	331,896,750	—	—	327,456,550	3,799,200	—	641,000
	年度末現在額	84,499,320	—	—	83,104,920	1,160,400	—	234,000
5	発 行 額	333,597,220	—	—	329,596,920	3,335,300	—	665,000
	償 還 額	326,597,220	—	—	322,535,920	3,335,300	—	726,000
	年度末現在額	91,499,320	—	—	90,165,920	1,160,400	—	173,000
6	発 行 額	487,397,880	20,200,000	—	462,200,480	4,446,400	—	551,000
	償 還 額	484,997,580	20,200,000	—	459,753,180	4,446,400	—	598,000
	年度末現在額	93,899,620	—	—	92,613,220	1,160,400	—	126,000

（備考） 各証券の計数は、発行根拠別の内訳であり、「財務省証券」とは、財政法第 7 条第 1 項の規定により発行された政府短期証券であり、「財政融資資金証券」とは、財政融資資金法第 9 条第 1 項の規定により発行された政府短期証券であり、「外国為替資金証券」とは、特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定により発行された政府短期証券であり、「石油証券」とは、同法第 94 条第 2 項及び第 95 条第 1 項の規定により発行された政府短期証券であり、「原子力損害賠償支援証券」とは、同法第 94 条第 4 項及び第 95 条第 1 項の規定により発行された政府短期証券であり、「食糧証券」とは、同法第 136 条第 1 項及び第 137 条第 1 項の規定により発行された政府短期証券である。

21. 国庫短期証券の所有者別現在額

（最近 3 年間）

所 有 者	番 号	令 和 4 年 度		5		6	
		金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
政 府	1	—	—	—	—	16,800,000	12.3
国 債 整 理 基 金	2	—	—	—	—	16,800,000	12.3
政 府 関 係 機 関 等	3	—	—	5,000	0.0	5,992,090	4.4
金 融 機 関	4	15,123,284	10.1	12,231,454	8.6	8,764,645	6.4
日 本 銀 行	5	5,499,210	3.7	4,046,120	2.8	1,708,190	1.3
市 中 金 融 機 関	6	9,624,074	6.4	8,185,334	5.8	7,056,455	5.2
そ の 他	7	134,673,676	89.9	129,962,456	91.4	104,850,775	76.9
合 計	8	[65,297,640] 149,796,960	100.0	[50,699,590] 142,198,910	100.0	[42,507,890] 136,407,510	100.0

（備考） 合計の〔 〕内書は、割引短期国庫債券である。